

障害児通所支援 利用手続きの流れ

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用申請（申請書様式1号、27号）

【申請窓口：市役所 子育て支援課】

障害児支援利用計画案の提出依頼

※障害児支援利用計画とは、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するものです。

障害児支援利用計画案の作成

相談支援事業所に依頼

- 事業所一覧より事業所を選び連絡。
- 事業所と契約し、利用計画案を作成。
- 申請書様式17号と18号を市役所へ提出

家族等が作成（セルフプラン）

- 記入例を参考に計画案（セルフプラン）を作成。
- ※希望により市職員が計画作成を支援します。

障害児支援利用計画案を提出

【提出先：市役所 子育て支援課】

障害児支援利用計画案（セルフプラン）を提出

※計画作成にかかる利用者負担はありません。

支給決定・受給者証の交付

※受給者証をご自宅宛に郵送します。

障害児支援利用計画（本計画）を提出

サービス提供事業者と契約

サービス利用開始

モニタリングの実施

※事業所に計画の作成を依頼した場合は、定期的に面接を実施し、サービスの種類や量などが適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。